

大分地方裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成21年3月18日(水)午後3時00分から午後4時30分まで

2 場所

大分地方裁判所評議室

3 出席者

(委員) 衛藤嘉幸, 後藤佐智子, 財津庸子, 下郡恵美子,
花田 寛, 奈良山雅俊, 鈴木宗巖, 松川充康, 加藤 誠

(裁判所) 永石佳男事務局長, 鬼尾義勝刑事首席書記官,
谷川義博刑事次席書記官, 福田興児裁判員調整官

(庶務) 坂梨浩二家裁総務課課長補佐

4 議事

開会の言葉(総務課長課長補佐)

意見交換等(:委員, :裁判所)

ア「被害者参加制度について」

この制度が採り入れられた趣旨は何か。

これまでの刑事裁判は, 裁判官, 検察官, 被告人(弁護人)だけで行われてきたことから, 犯罪の被害者本人や遺族は裁判を傍聴するしかなかった。しかし, 平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法は, 「被害者の権利を尊重し, 刑事手続への参加の機会を拡充し, そのための法整備等必要な措置を講ずる。」とし, これを受けた犯罪被害者等基本計画の規定, 法制審議会の審議を経て, 被害者参加制度が誕生したものである。

犯罪被害者等の参加が許可されない場合はあるのか。

法律上は, 「犯罪の性質, 被告人との関係その他の事情を考慮し, 相当と認めるとき」に参加を許可するとされている。参加が認められない例としては, 暴力団の対立抗争事件のような事案で一触即発の関係にあり, 法廷が報復の場所と化してしまうような場合には認められないこともあると

言われている。また，被害者参加の許可はあったものの，被害者参加人が多数であり，法廷内に全員出席できない場合や審理中に不規則発言を繰り返す場合などは，公判期日への出席が制限される場合がある。

被害者参加人は，自分の意見を自由に発言することができるのか。例えば，量刑や事実認定に関する意見を述べることはできるのか。

被害者参加人は，検察官の意見である論告求刑の後に，起訴事実の範囲内ですでに明らかになった証拠に基づいて，犯罪事実の証拠評価や法律の適用についての意見を述べることができる。これは，検察官の論告では足りない部分を補足的に行うものである。

イ「損害賠償命令制度について」

損害賠償命令に対し，異議申立てがあった場合は，民事一審手続に移行することになっているが，一審の裁判所ではなく，直接，二審の裁判所へ移行した方がよいのではないか。また，否認事件の場合は，この制度を利用せずに，直接，民事一審手続を利用した方がよいのではないか。

損害賠償命令制度は，通常の民事訴訟手続と違って，「刑事裁判所に対し，犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立ができ，刑事事件についての有罪判決宣告後，当該賠償請求についての審理，決定をする制度」である。この制度の大きな目的は，刑事手続の成果を利用し，労力を軽減し，簡易迅速な手続で済むことにある。具体的には，刑事事件を担当した裁判所において，刑事事件記録を職権で取り調べ，審理の場面でも判決宣告直後に審理を行い，4回以内の審理により判断し，しかも口頭弁論は任意的なものとしている。また，申立手数料も2000円であることから，この制度は，これまでの民事上の手続に加え，解決手段の選択肢が増えたものと考えていただきたい。

犯罪被害者等から弁護士に対し，民事訴訟手続による被害回復を依頼された場合，これまでは，刑事事件が確定しないと事件記録の取寄せが容易ではなかった。しかし，この制度を利用すれば，仮に損害賠償命令に異議

が出され、民事訴訟手続に移行した場合でも、刑事裁判所が事件記録の写しを作成し、民事一審裁判所へ記録を送付することになるので、犯罪被害者等にとっては、これまでと異なり、劇的に負担が軽くなると考えられる。

ウ「裁判員制度実施に向けた取組状況等について」

一時保育サービス等の環境整備に関する取組状況について説明を行った。

5 次回期日及びテーマについて

平成21年7月15日(水)午後3時から

大分地方裁判所で開催

テーマ「検察審査会制度について」